

## 令和元年度第3回江戸川区行政不服審査会 議事録

- 1 日 時 令和元年 8 月 29 日 ( 木 ) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 25 分
- 2 会 場 第 5 委員会室
- 3 出席委員 久保田光信会長、遠山泰夫委員、高崎賢一委員
- 4 議 題

令和元年度諮問第 1 号 ( 平成 30 年度審査請求第 12 号 ) について

( 諮問 ) 江戸川区長

- ・ 審査関係人に対し、口頭意見陳述の申立て、主張書面等の提出ができること及び審査会に提出された主張書面等の閲覧等の求めができることを通知したところ、審査請求人から口頭意見陳述の申立てがあった。
- ・ 審査会は、行政不服審査法第 74 条に基づき、審査請求に係る原処分の制度や事案の詳細について、処分庁職員に陳述を求めることを決定し、実施した。
- ・ 審査会は、処分庁職員を退室させた後の審議において、審査請求人から申立てのあった口頭意見陳述の実施及び審査会による追加調査は必要ないと判断した。
- ・ 審査会は、審査請求人及び実施機関双方の意見を踏まえ、事実関係について十分把握できたと判断し、次回、答申について審議を行うこととした。

令和元年度諮問第 2 号 ( 平成 30 年度審査請求第 17 号 ) について

( 諮問 ) 江戸川区長

- ・ 審査関係人に対し、口頭意見陳述の申立て、主張書面等の提出ができること及び審査会に提出された主張書面等の閲覧等の求めができることを通知したが、申出はなかった。
- ・ 審査会は、行政不服審査法第 74 条に基づき、審査請求に係る原処分の制度や事案の詳細について、処分庁職員に陳述を求めることを決定し、実施した。
- ・ 審査会は、処分庁職員を退室させた後の審議において、他に審査会による追加調査は必要ないと判断した。
- ・ 審査会は、審査請求人及び実施機関双方の意見を踏まえ、事実関係について十分把握できたと判断し、次回、答申について審議を行うこととした。